

平成30年度採用試験問題

【憲法】

政治の世界における男女の格差を是正するため、次の①②の内容を骨子とする法案の立案依頼が来たとして、以下の各問に答えなさい。

- ① 政党交付金の交付を受けようとする政党は、衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙において候補者の名簿を届け出ようとするときは、当該名簿に、男女の候補者を交互に登載しなければならない。
- ② ①に違反したときは、その違反の程度に応じて、政党交付金の額を減額する（最大50%）。

[注] 政党交付金は、「議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ」（政党助成法第1条）、一定の政党要件を満たす政党（国会議員5人以上の政党又は国会議員を有する得票率2%以上の政党）に対し国から支給されるもので、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的」（同条）としている。各政党に支給される政党交付金の額は、各政党の議員数及び得票数に応じて決められる。

- (1) 積極的差別是正措置（いわゆる「アファーマティブアクション」）が認められる理由について、「平等」の意義に触れつつ、論じなさい。
- (2) 政党の自律権（内部的自治）に関する最高裁判所の見解について述べなさい。
- (3) 上記の法案に含まれる憲法上の論点を指摘した上で、あなたの考えを述べなさい。